

令和8年2月

事業主様

大阪府電気工事健康保険組合  
理事長 安藤 一彦  
(公印省略)

令和8年度健康保険料率改定について（お知らせ）  
および  
令和8年度子ども子育て支援金について（お知らせ）

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご協力とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の健康保険料率の改定について下記のとおり、健康保険組合会にて承認されましたのでお知らせいたします。

変更につきまして、本年令和8年4月分より「子ども・子育て支援金」を皆様からお預かりして国へ納付することとなったため、少しでも皆様のご負担を軽減するべく見直しを行い、厳しい状況ではあります。が以下の様に**健康保険料率を下げることとしました。**

介護保険料につきましては、変更はありません。

医療費の増大が止まらない中、加入員の皆さまの健康管理、健康増進に取り組んで参る所存です。  
事業所様におかれましても、これまで以上のご協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

なお、内訳につきましては令和8年3月分保険料より下表のとおりとなります。

但し、「子ども・子育て支援金」については**令和8年4月分より適用されます。**

保  險  料  率		負  担  割  合	
健康保険料	<b>98/1000</b> (1ポイント 引き下げ)	基本保険料 60.3/1000	事業主 49/1000
		特定保険料 36.4/1000	
		調整保険料 1.3/1000	被保険者 49/1000
子ども・ 子育て支援金	<b>2.3/1000</b> (4月分より徴収開始)	事業主 1.15/1000	被保険者 1.15/1000
		事業主 8.0/1000	
介護保険料	16/1000 (変更なし)	被保険者 8.0/1000	

※健康保険料のうち基本・特定・調整保険料の料率割合も変更しています。

- 基本保険料・・・当健康保険組合加入者の医療給付に充てる保険料
- 特定保険料・・・高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
- 調整保険料・・・全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料

※子ども・子育て支援金は被保険者全員が対象です（賞与も同様）。

※介護保険2号被保険者（満40歳～65歳未満）以外の被保険者は健康保険料及び子ども・子育て支援金のみになります。

※別紙「健康保険等保険料額表」をご参照ください。当組合のホームページにも掲載しております。

以上